

Title	手形行為の取消と追認
Sub Title	Anfechtung und Bestätigung der Wechselerrung
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.1 (1977. 1) ,p.25- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	手塚豊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770115-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 手形行為の取消と追認

高 鳥 正 夫

- 一 はしがき
- 二 手形行為の取消
- 三 手形行為の追認
- 四 むすび

## 一 は し が き

手形行為も法律行為の一種であるから、そこに取消原因が存在するときは、取消または追認が問題となることはいうまでもない。そして、手形法にはこれらの点に関する特別の規定はないから、民法の諸規定が適用されることとなる。その場合、特に取消または追認の意思表示の相手方をめぐつて、判例、学説が対立していることは周知のとおりである。本稿においては、その点を中心に検討していくが、まず、取消しうべき手形行為に関して、民法の諸規定を適用した際に生ずる問題点から考察してみよう。無能力、詐欺または強迫により取消しうべき手形行為は、民法一二〇条に掲げた者がこれを取消すことが

できるし(民二二〇)、取消した手形行為は初めから無効なものともみなされる(民二二二)。従つて、取消しうべき手形行為によつて手形の占有を失つた者は、その手形が直接の相手方の手中にある限り、相手方の善意、悪意にかかわらず、これを取戻すことができる。ただし、その手形が既に善意取得者の手に帰した後は取戻すことはできないが(手一六Ⅱ)、ただ、その取消をもつて善意取得者に対抗できる限りにおいて、手形上の義務を免れる。たとえば、無能力者の手形行為を取消したとの抗弁は、何人にも対抗できると解するのが通説であるから、その結果、善意で手形を取得した者は不利益を受けることとなるが、善意の手形取得者以上に無能力者を保護しようとする立法政策上、やむをえないものといふべきである。<sup>(1)</sup>次に、取消しうべき手形行為は、取消権者の追認によつて初めから有効なものともみなされる(民二二二)。そして、取消しうべき手形行為の相手方が確定している場合には、取消または追認はその手形行為の相手方に対する意思表示によつて行ふこととなる(民二二三)。

取消しうべき手形行為の取消や追認について、民法の諸規定を適用すると前述した結果が生ずることとなるが、手形は転々流通する特殊な取引形態をとるのが通常であるため、民法の予想する比較的固定的な取引形態に関する規制には、なかなかなじみ難い点もある。従つてその場合には、民法の原則を修正して適用する必要な生じうることは、手形取引においては一般的な傾向といえる。たとえば手形行為の取消の相手方についても、判例は民法二二三条をそのまま適用して、手形行為の相手方に対する意思表示によつてなすべきものとするのに対し、学説の多数は手形行為の相手方のほかに、手形所持人に対してもなしうるものと解している。確かに手形取引においては、通常の取引以上に取引の安全確保が要請されることはいうまでもないが、民法の諸規定の適用に当つてこれを修正しようとする場合には、いかなる根拠によつてまたいかなる範囲において、これを修正すべきかを見きわめることが重要である。手形行為の取消の相手方の問題をこうした見地から眺めると、なお判例の立場にも傾聴すべきものが含まれており、簡単に多数説には同調できないように思われる。そこで、この点につ

いて更に検討を加えてみたい。

(1) 田中誠二「手形・小切手法詳論」上二一三―二一四頁、高島「手形法小切手法」七一―七二頁。

## 二 手形行為の取消

まず、手形行為の取消の問題から始めよう。取消しうべき手形行為の取消権者は、無能力者、瑕疵ある意思表示をなした者、その代理人または承継人に限られる(民二二〇)。取消は一つの意味表示であり、相手方に対してなせば口頭でも書面でもいいが、相手方に到達することを要する(民二二三・九七)。これらの点については別に異論はない。これに対して取消の相手方には、手形行為当時の直接の相手方のほか、その後手形を取得した者、特に、取消当時に手形を所持する者が含まれるか否かについて争いがある。判例によると、手形を交付した直接の相手方は常に確定しているから、取消については民法一二三条により、この確定している相手方に対してなすことを要するとしている<sup>(1)</sup>。そして学説を見ても、従前の多数説はこれを支持していた<sup>(2)</sup>。また現在でも、この判例の立場に従うものもある<sup>(3)</sup>。その立場をとるものは、手形行為の取消は相手方の権利を失わせ損害を与えるものであるから、取消の事情の明白である直接の相手方に対してなすべきものと解し、取消の事情を知らない所持人または中間取得者が、手形金の支払請求または償還請求をなすのに対し、手形債務者が拒絶の理由として取消を利用する弊害を避ける必要があるからと説明している<sup>(4)</sup>。

けれども、学説は次第に判例の立場から離れ、民法一二三条は相手方の保護と現実意思表示をなす者の便宜とを考慮した規定であり、この趣旨に反しない限り、必ずしも直接の相手方になすべきことを要求したのではなく、取消によつても利害関係に影響を受ける者であることの明らかである手形所持人を、取消の相手方から除外するのは実質的に正当でない。従つて、手形行為の直接の相手方に加えて、現在の手形所持人に対しても取消の意思表示をなすことができるという立場

が、やがて多数説の地位を占めるに至つた<sup>(5)</sup>。更に、転々流通する手形の性質を考えると、手形行為は相手方が特定しない行為とも認められるので、手形行為の取消は、交付の相手方または現在の所持人のいずれに対してもなしうるのみでなく、その中間の者に対してもなしうると解すべきではなからうかとする学説もある。そして、受取人白地の手形が後に補充されたような場合を考えると、手形面に現われない相手方という者がいたり、あるいは中間で補充されると、直接の相手方と所持人との中間の権利者たる受取人もでてくるから、いずれに対してもなしうるとした方が妥当であると指摘している<sup>(6)</sup>。

このように、手形行為取消の意思表示の相手方については、判例と学説が対立しているのが現状である。そこで、民法一二三条の趣旨について民法学者の解説するところをあげると、取消しうべき行為の相手方が確定している場合には、取消は相手方に対する意思表示によつてこれをなすという場合の相手方とは、そこで取消されるべき行為の相手方の意味であると解するのが通常である。たとえば、未成年者甲が乙に売却した不動産が丙に転売された場合でも、甲の取消は乙に対してなされるべきで、丙に対してなされるべきではない<sup>(7)</sup>。また、第三者丙の詐欺により甲が乙に不動産を売却した場合にも、甲の取消は乙に対してなされるべきで、丙に対してではないとする<sup>(8)</sup>。このように、取消の意思表示が向けられるべき相手方は、取消権者の側が既に給付したものの返還を請求し、または積極的な給付請求に対して拒絶するという形で、問題となる行為の効力を否認して争う相手方とは、必ずしも一致しないと説明している<sup>(9)</sup>。もつとも、取消が請求や抗弁のための論理構成の必要から出た概念であるという実質的機能を強調して、取消の意思表示の相手方は「取消を理由とする請求若しくは抗弁の相手方」と解する方が、より現実的であるとする少数説もある<sup>(10)</sup>。これに対して、取消しうべき行為の相手方が確定していない場合については民法に規定はないが、<sup>(11)</sup>特定人に対して取消の意思表示をする必要はなく、取消の意思を適当な方法で外部に客観化すればよいと解する点は(民五三〇参照)、学説も一致している。

そこで、民法学上の通説の立場をとつて、取消の意思表示をする相手方は取消されるべき行為の相手方の意味に解する

と、取消しうべき手形行為の場合にも、その相手方とは手形振出についていえば、振出人より交付を受けた最初の権利者すなわち受取人であつて、その手形を裏書により取得した手形所持人ではないように見える。<sup>(12)</sup>ただ、取消の相手方を定めた民法一二三条を手形行為に適用する場合に注意しなければならない点は、前述したように、手形取引の特殊性のために修正を要する点はないかを検討することと、手形行為の基礎にある手形理論の問題を配慮することである。たとえば、手形の振出について契約説特に単数契約説の立場をとると、その取消の相手方は受取人であるという結論を承認しやすい。これに対して複数契約説の立場をとり、振出人は直接の相手方のみでなく、後者全員との間にそれぞれ契約を締結すると解すれば、受取人のみでなく現在の所持人に対しても、取消の意思表示をなすことが可能となる。また、手形行為について単独行為説の立場をとると、手形の振出においては相手方は存在しないという理解も成り立ちそうであり、従つて特定人に対して意思表示する必要はなく、適当な方法で取消を外部に客観化すればよいということになるかも知れない。このように、手形行為のうち振出について考えてみても、いかなる手形理論をとるかによつて結論が異なるようである。

けれども更に重要なことは、手形行為の取消にも適用される民法の原則的規定が、いかなる理由で、取消しうべき行為の相手方が確定している場合には、取消の意思表示はその相手方になすという理論構成をとつているかを反省することである。仮りにその点の理由が明確となり、また、それが手形行為についても妥当するとすれば、その民法の規定を適用して生じた結果が、たとえばある手形理論とは都合よく結びつき、他の手形理論とはなじみ難いということがあつても、その点は、やむをえないことではないかと考えるからである。そこで、民法が取消の意思表示は、取消しうべき行為の相手方に対して行うとした理由を考えてみると、取消権者とその相手方との間の取消しうべき行為を取消すという前提に立つて、直接の相手方に対して取消の意思表示をなすことを要求するのが、両当事者の利益にもなると理解するためであろう。すなわち取消権者の側から見れば、どこに存在するかが分らない現在の権利者に対して、進んで取消の意思表示をなすことは困難で

ある。従つて、取消しうべき行為の相手方に意思表示すればいいということは、取消権者にとつて便宜である。また、取消権者から取消の意思表示を受ける側に立つても、その直接の相手方であれば、取消原因があるかどうかを比較的確めやすい立場にある。これに対して、その行為に基く権利を譲受けた者は、取消の意思表示を受けても、取消権者の側の事情について知りえないのが通常であろう。取消の意思表示について、民法が相手方が確定している場合には、相手方に対する意思表示によつて行ふとしたのは、こうした利害の均衡を考慮したものと理解することができる。

また、取消の意思表示については、訴その他の特別の形式によることを要しない点は既に述べてきた。もつともある行為を取消した結果、その行為によつて負担した債務の履行を拒絶し、または、既に履行したものの返還を請求する場合には、訴訟上で主張することになる場合が多いであろう、ただその場合でも、取消の効果の主張と取消そのものとは区別できるし、また、現在の法律も取消とその効果とを切り離し、取消は意思表示によつてなすものとし、学者もこれを形成権として理解している。<sup>13)</sup>このように、取消は相手方の確定している場合には、相手方に対する意思表示によつて行ふという民法の原則は、相当確固とした構成の上に立つもののである。従つて、民法一二三条の規定が手形行為になじみ難いとすれば、右に述べた民法理論のどの点が不都合であるかを明らかにする必要がある。

前述した民法の通説的理解とは別に、取消が請求や抗弁のために役立つ概念であることに注目して、取消の意思表示の相手方を取消を理由とする請求若しくは抗弁の相手方と解する立場のあることも既に述べてきた。この立場は民法に関する通説的理解からいえば、取消とその効果を混同したものと評されるが、取消の実質的機能に注目して、取消の意思表示の相手方について新しい理論構成を試みるもので、その当否は検討する必要がある。また、ここで問題としている手形振出の場合についていえば、振出人の相手方すなわち受取人に対して取消の意思表示をなすことを要するという原則を貫くと、手形所持人などに対する取消の意思表示は無効とされるが、それでは手形取引の実情からいつて狭すぎるという批判が強い。そのた

め商法学者の間では、手形行為の取消の意思表示は直接の相手方のほか、取消によつて最も利害關係に影響を受ける手形所持人に対してもなしうとする学説が、次第に有力となつてゐることも前述したとおりである。

これらの有力説においては、たとえば手形が受取人の裏書によつて現在の所持人に譲渡された場合には、民法の予定する通常の売買の場合と異なつて、受取人は手形關係からいわば離脱するのに対し、所持人については新しい關係が振出人との間に生じてくる。従つて、振出が取消されると利害關係に最も大きな影響を受けるのは、手形所持人であると理解する。また、振出人から取消の意思表示があつた場合に、直接の相手方と違つて、所持人では反証をあげ難いという点についても、取消原因についての立証責任は取消を主張する振出人にあるから、その点の心配は大きなものではないと考へるようである。<sup>(14)</sup>

このうち前者の点については、確かに受取人が手形を裏書譲渡した場合に生ずる法律關係は、取消しうべき不動産売買の買主がそれを転売した場合の關係とは異なるが、手形の受取人が裏書をする、そこに裏書人としての担保責任が生ずるといふ点も（手一五一）、配慮しなければならぬように考へる。いいかえれば、そこで振出人が手形振出を取消すと、受取人は所持人からの遡求に應じなければならぬし、その意味では、手形をめぐる法律關係になおしはられることとなる。従つて、裏書人としての担保責任を軽視して、受取人は裏書によつて手形關係から離脱すると理解するのであれば、その考へ方も手形取引の特殊性を見逃すものであらう。また後者の点についても、振出人が無能力を理由に振出を取消そうとすれば、無能力であつたことの立証責任は振出人にあると解する点は、わが国ではほとんど異論はない。ただその場合でも、直接の相手方ならば振出人の事情もある程度知りうるが、所持人ではその事情を知りえないのが通例であるから、振出人のなす取消に取消原因があるか否かを考慮して、行動にうつるといふことが難しい。判例や少数説の立場をとる者が、現在の所持人では困るのではないかという心配もこの点であるから、そのことと無能力の立証責任がどこにあるかといふことは、直接の關係がないように思われる。



更に、右の有力説の根拠について検討を進めていきたいが、手形行為といつても、約束手形については振出、裏書、保証の区別があるから、まず振出を取消す場合から考察してみよう。振出人の手形振出の取消に伴つて民法一二三条が問題となるのは、無能力、詐欺または強迫の瑕疵がある場合であるが、この場合に手形がまだ受取人の手中にあるとすると、振出人が振出行為の相手方である受取人に対して取消の意思表示をなせば、振出人はその義務を免れることはいうまでもない。これに対して、手形が受取人から第三者に裏書譲渡された場合には、振出人が振出を取消すと、その取消をもつて第三者に對抗できるか否かが問題となる。このうち、無能力を理由に振出人が取消した場合には、その取消をもつて第三者に對抗できないことについては学説も一致している。これに対して、詐欺による手形行為の取消については、民法九六条一項、三項の適用を認めて善意の第三者に對抗できないと解しても、また、民法の規定の適用を認めず、人的抗弁にとどまると解する立場をとつても、第三取得者に対する関係については変わりはない。次に、強迫による手形行為の取消については、民法の規定を適用しようとする者の多くは、手形取引の性質上、同様に善意の第三者に對抗できないと解するのが妥当であるとし、判例のうちにも、その理論を示さないが同様の結論をとるものもある<sup>15)</sup>。また、強迫による取消も人的抗弁にどとまるとす<sup>16)</sup>るとつても、その点は同様であることはいうまでもない。従つて、無能力による手形行為の取消も人的抗弁にどとまるとする独特の立場は別として、振出人の取消によつて手形所持人の支払請求が阻止されるのは、振出人が無能力を理由として取消した場合に限られる。その点からいえば、振出人が手形振出を取消すと、所持人の地位に影響が生ずるのは、無能力を理由として振出人が振出を取消す場合であつて、詐欺、強迫を理由とする取消があつても、善意の第三者たる所持人に対する関係では影響がない。このように理解すれば、取消原因のうちの無能力を理由とする場合に限つて生ずる関係をひき出し、振出人の取消によつて第三者は重大な影響を受けるとして、そのことを所持人に対する取消を認める大きな理由とすることは、その根拠としては不十分ではないかと考える。

そして、無能力を理由として手形の振出が取消されると、その手形の受取人とその後の所持人との間に、いかなる影響が生ずるかを考える必要もあろう。まず振出が取消されると、手形所持人は振出人に対して手形上の責任を問うことはできないが、手形上になされた裏書の効力は独立して判断されるから、その裏書に基いて、受取人の担保責任を追及することは可能である。これに対して、受取人は振出人の手形上の責任を追及できないから、振出人との間では、原因関係を考慮して決着をつけるのが通常であろう。もちろん、振出人が無能力を理由に手形振出を取消するような場合には、これに伴う所持人による遡求権の行使と受取人の原因関係上の権利行使の可能性とは、密接に関連する場合が少なくない。また、所持人としても、円滑に支払を求めえないということは厄介なことに違いない。その意味では、振出の取消が受取人と所持人とに与える影響の大きさを比較するということになる、異質のものを比較するという難しさはある。けれども多数説のいうように、取消によつて利害関係に大きな影響を受けるのは、受取人ではなく所持人であるといういい方にも、なお検討の余地がありそうである。

これまで述べてきたように、振出の相手方である受取人のほかに、手形所持人を取消の意思表示の相手方に含ませるためには、多数説の説明では十分なものとはいえないように思うが、更に、中間の裏書人を含ませることができるといふ点も問題となる。確かに、中間の裏書人も振出人が手形振出を取消すと、そこに裏書人としての担保責任が問題となることは、裏書をなした受取人の場合と同様である。その意味では、取消によつて中間裏書人も利害関係に影響を受けるといふことができるが、中間裏書人は後者から遡求されると自己の前者に再遡求できる地位にあるから、たとえ振出が取消された場合にも、受取人である第一裏書人が負担する担保責任とは異なつた内容をもつてゐる。その点では、振出が取消されると中間裏書人の地位に大きな影響を生ずるといふことも、遡求義務を履行したり再遡求するのは厄介であるという意味では理解できるが、その内容を考えると、再遡求が困難となるような場合を除いては、少し誇張されたいい方のように思われる。また実

際問題としても、手形所持人から請求を受けた振出人が、所持人に対して取消の意思表示をするのに比べて、中間裏書人を見出して意思表示することも、それほど多いとは考えられない。もちろん、振出人が受取人も現在の所持人も見出すことができないのに、たまたま中間裏書人を知っているという場合もありうるが、その場合には、中間裏書人にも取消の意思表示ができるとした方が、振出人にとつては便宜であるというだけである。その意味では、振出を取消するための意思表示の相手方としては、中間裏書人のもつ重要性はそれほど存在しないように思われる。

次に、裏書人が手形裏書を取消す場合を考えてみよう。裏書人は裏書によつてその権利を移転すると共に、自己の後者に対して担保責任を負うが（手一四一・一五）、手形に裏書が一個だけなされた場合には、その裏書を取消す意思表示は相手方である被裏書人に対してなされるから、そこに特別の問題はない。これに対して、第一の裏書の取消が問題となつた場合に、既に手形が第二の裏書によつて譲渡されていたとすると、その取消によつて、第二裏書の被裏書人である手形所持人の地位にどのような影響を生ずるかが問題となる。この場合にも、裏書人の無能力を原因として取消した場合を除くと、詐欺、強迫による取消は、手形所持人である第二裏書の被裏書人には対抗できないと解することとなる。そこで、裏書が無能力を理由に取消されると、第二裏書の被裏書人である所持人は第一裏書人に対して遡求できないことになるから、結局、二次的な担保責任を追及する地位に影響を生ずるであろう。更に、手形保証の取消の問題を考えると、保証を取消した原因が無能力に基づく詐欺、強迫に基づくかによつて、手形所持人の地位への影響は異なるものと解される。ただ、その影響の内容とすることになると、その保証が振出人のためになされたか裏書人のためになされたかによつて差異を生ずるほか、保証行為の性質に基づく責任の内容自体が問題となることもいうまでもない。

最後に、受取人の記載を空白にした白地手形を交付した場合には、直接の相手方は手形面には現われていない者なので、署名者が受取人として補充された者を探して取消してもこれを無効としないといひと<sup>(17)</sup>か、無記名の小切手の場合には、受取

人が何人であるかは不明の場合が多く、これに対して取消をなすことを要するというのでは不便であるという見解もある<sup>(18)</sup>。ここで問題となつている事例の場合にも、その手形や小切手を手渡した相手方が手形行為や小切手行為の相手方であり、受取人として補充された者はむしろ中間の者であるのが通常であろう<sup>(19)</sup>。従つてその場合には、相手方が確定しているものとして、証券を交付した相手方に取消の意思表示をなせば足りると解すべきである。もちろん、手形などを手渡した者が手形行為の相手方でないこともありうるが、その場合には、取消しうべき手形行為の相手方が確定しない場合として、前述したように、取消の意思を適当な方法で外部に客観化すればいいし、場合によつては、手形所持人などに対する意思表示によつて行われることも認めうるであろう。その意味では、最近の多数説の結論と一致する場合もあるが、その結論に至る構成は異なるものと考ええる。

- (1) 大判大正一一・九・二九民集二卷五六四頁、徳島地判昭和二八・二・二六下級民集四卷二号三二〇頁。
- (2) 田中耕太郎「手形法小切手法概論」一五三頁、大浜信泉「手形小切手法要義」九五頁、竹田省「手形法・小切手法」二二頁。
- (3) 田中誠「前掲上」一一二頁、小橋一郎「全訂手形法小切手法講義」三二二頁。
- (4) 田中誠「前掲上」一一三頁。
- (5) 伊沢孝平「手形法・小切手法」一二六頁、大隅健一郎「改訂手形法小切手法講義」三六頁、大隅健一郎・河本一郎「増補手形法・小切手法」四七頁、石井照久・鴻常夫「手形法・小切手法」九三頁、上柳克郎「手形行為の取消」新商法演習3四九頁。
- (6) 鈴木竹雄「手形法・小切手法」一三五、一三六頁。
- (7) 大判大正一四・三・三民集四卷九〇頁。
- (8) 大判昭和五・一〇・一五評論二〇卷民法二九頁。
- (9) 幾代通「民法総則」四三〇—四三二頁、我妻栄「新訂民法総則」三九六頁、鳩山秀夫「法律行為乃至時効」註釈民法全書二卷四二九頁。
- (10) 川島武宜「民法総則」四二二頁。
- (11) ドイツ民法一四三条四項には規定があり、その行為によつて直接に法律上の利益をえた者を取消の相手方とし、これに対する意思表示によつてなすものと規定してゐる。従つて、持参人私証券においては現在の証券所持人が取消の相手方である (Enneccerus-Kipp-Wolff, Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts I. 2. S. 1227)。

- (12) 大判大正一・九・二九民集一卷五六四頁。
- (13) 樂代、前掲四三二頁、我妻、前掲三九六頁。
- (14) 上柳、前掲論文四九頁。
- (15) 最判昭和二六・一〇・一九民集五卷一 一六二頁。
- (16) 小橋、前掲三三頁。
- (17) 鈴木、前掲一三七頁。
- (18) 田中耕、前掲三六四頁。
- (19) 大隅・河本、前掲四七頁。

### 三 手形行為の追認

次に、手形行為の追認について検討してみよう。取消しうべき手形行為は民法一二〇条に掲げた者が追認したときは、初めから有効なものとみなされる(民一二二)。従つて、それ以後は取消することができなくなる。追認の方法は口頭でも書面でもいいが、その意思表示が相手方に到達したときに効力を生ずる(民一二三・九七)。手形行為の追認の相手方については(民一二三)、前述した取消の場合と異なつて、判例、学説の間にはほとんど差異は見られない。判例によると、追認の相手方は必ずしも直接の相手方に限らず、現在の手形所持人に対しても追認をなしうると解している。<sup>(1)</sup>多数の学説もこれと同様であり、その立場は妥当なものと思われる。そして、取消の意思表示については手形交付の相手方に限るとする立場をとる者も、追認の意思表示は随時の手形所持人になせば足りるとしている。そしてその理由は、追認は取消と異なつて、相手方に確定的な法的地位を与え、利益を与えるものであるからと説明している。<sup>(3)</sup>

この点に関連して、判例及び少数説が取消については取消の相手方とその効果を区別しながら、追認の問題になると、その実際的効果の面から理論構成しているのではないかという疑問もできそうである。その意味では、追認は相手方に確定

的な地位を与えるものであるとか、追認は利益を与えるものであるという理由だけではなく、取消と追認の間に見られる構成面の相違を検討することも必要であろう。すなわち、取消しうべき行為の取消に当つては、その効果の面では相手方に不利益をもたらすのであり、従つて、取消権者が取消の意思表示を誰れに向けてなすかは慎重に定める必要が大きい。これに對して追認については、いわゆる法定追認の事由（民一二五）にも見られるように、取消権者が積極的な意思表示をしなくても、あるいは取消権者の意思のいかんを問題とせず、取消しうべき手形について履行をした場合などにおいても、法律上、追認がなされたものとみなして法律關係を安定させる制度もある。このように、取消と追認との間に認められる構成上の差異というものが、追認の意思表示をなす場合にも、確定した直接の相手方のみでなく、手形所持人に対してなしても差支えないという理解に根拠を与えるのではないかと考える。その点では、判例の立場にも少し理論的な説明をつけ加えることは必要であろうが、反対に、判例や少数説は取消の場合と追認の場合で、都合のいい理由を使い分けているという非難は当らないと考える。

- (1) 大判昭和七・七・九民集一巻一六〇四頁、同昭和八・九・二八民集二巻三三六二頁。
- (2) 伊沢、前掲二二六頁、石井・鴻、前掲九三頁、大隅、前掲三六頁、鈴木、前掲二三五頁。
- (3) 田中誠、前掲上一二五頁、竹田、前掲二二頁。

#### 四　む　す　び

手形行為の取消または追認の意思表示の相手方は、民法の規定するように（民一二三）、手形行為の相手方に限られるか、それとも、随時の手形所持人を含むかの問題について検討してきた。このうち取消の相手方については、現在では、判例と学説の多数説とは対立しており、判例が手形行為の相手方に限るとするのに対し、最近の多数説は、取消によつて最も利害

關係に影響を受ける所持人を除外するのは正当でないとしている。そこで、民法一二三条の規定の立法趣旨を考えてみると、取消しうべき行為の相手方に対して取消すということは、取消権者にとつて便宜であるのみでなく、直接の相手方にとつても、その後の手形所持人が取消の意思表示を受ける場合に比べて、有利な立場にあることに求められる。そして現行法上は、ある行為を取消し、その行為によつて負担した債務の履行を拒絶する場合には、訴訟上で主張することが多いであろうが、その場合でも、取消とその効果を区別して理解しなければならぬことが明らかとなつた。

これに対して、多数説は手形が裏書譲渡された場合には、受取人は手形關係から離脱し、所持人と振出人との間に新しい關係が生じてくるから、取消によつて最も影響を受けるのは手形所持人であると説明する。そこで、手形の裏書によつて受取人は果して離脱するか、手形所持人または中間裏書人の地位はいかなるものであるかを検討したが、その結果、手形所持人または中間裏書人の受ける影響は、重大なものというのはい過ぎの嫌いがあり、そのことを手形所持人などに対する取消の意思表示を認める大きな理由とするのは、不適當であることが明らかとなつた。その意味では、手形行為の取消の相手方については、判例のように理解するのが妥當であろうと思われる。次に追認の問題になると、判例も直接の相手方のほか、随時の手形所持人を含むとしているが、その根拠づけということになると、追認は相手方にとつて有利なことであるというだけでは不十分であり、追認と取消との間に見られる構成上の差異に注目すべきであろうことを述べてきた。